

公益社団法人日本環境教育フォーラム  
会 員 規 則

平成9年4月1日制定  
平成22年6月1日改正

( 総 則 )

第1条 この規則は、公益社団法人日本環境教育フォーラム（以下「この法人」という。）の定款第2章の規定に基づき、会員の種別、入退会手続き、会費その他会員について必要な事項について定めるものとする。

( 会 員 の 種 別 )

第2条 この法人の会員の種別は定款第8条に定める正会員、普通会員、賛助会員及び特別会員の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 会員は個人又は団体とするが、個人普通会員にあってはさらに個人と学生とする。

( 入 会 審 査 基 準 )

第3条 各会員として入会しようとする者はその種別において次の基準を満たさなければならない。

( 1 ) 正会員は、この法人の目的に賛同してこの法人の一層の発展のために活動する個人又は団体であること。

( 2 ) 普通会員はこの法人の目的に賛同する個人又は団体であること(正会員を除く。)

( 3 ) 賛助会員はこの法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助する個人又は団体であること。

( 4 ) 特別会員はこの法人に功労のあった個人又は団体で、理事会の決議をもって推薦されたものであること。

2 会員として入会しようとする者は、入会の時点で第9条2号又は3号に定める会員資格喪失事由に該当しないこと

3 会員として入会しようとする者は、公序良俗に反することを目的とする団体若しくは当該団体に所属する者であってはならない。

4 会員として入会しようとする者は、第5条に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

( 入 会 手 続 き )

第4条 この法人に正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書

を提出し、前条に定める入会審査基準に従い、理事会の承認を得なければならない。

入会の日は、入会の申込が理事会において承認された日とし、その入会については本人に通知するものとする。

2 普通会员及び賛助会員として入会しようとする者は理事会が別に定める入会申込書の提出をもって入会したものとする。ただし、前条各項に反することが明らかな時には入会を認めないことができる。

なお、普通会员においては、書面に代え、この法人のホームページでのオンラインで入会を申し込むことができる。入会の日は、入会申込書もしくはオンライン上の入会申込をこの法人において受領した日とする。

3 特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員となるものとする。

入会の日は、本人の承諾の日とする。

#### (入会金及び会費)

第5条 各会員種別による入会金及び年会費は次のとおりとする。

(1) 正会員の入会金は、個人正会員は 10,000 円、団体正会員は 20,000 円とし、年会費は、個人正会員は 20,000 円、団体正会員は 80,000 円とする。

(2) 普通会员の入会金は、個人は 4,000 円、学生は 2,000 円、団体は 10,000 円とし、年会費は、個人は 6,000 円、学生は 3,000 円、団体は 20,000 円とする。

(3) 賛助会員は入会金を要しないものとするが、年会費は、1 口 100,000 円とする。

(4) 特別会員は入会金及び年会費を免除するものとする。

2 この法人の目的・事業の普及、促進のため、理事会の決議により個人・学生普通会员の入会金を免除することができる。

3 第1項に定める入会金及び会費は、その2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用に充てるものとする。

#### (異動の届出)

第6条 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を書面をもって届け出るものとする。

#### (会員の特典)

第7条 会員になった者は、次の特典が得られる。

- (1) 定期刊行物の無料購読
- (2) 主催事業への特別優待参加
- (3) 発行書籍の割引購入
- (4) 情報発信支援

(意見具申)

第8条 会員は、この法人の運営について理事長に意見を具申することができる。

2 理事長は、会員から具申された意見を、理事会に報告しなければならない。ただし、軽微なものはこの限りではない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき、又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第10条 会員は、書面で届けることにより、任意に退会することができる。ただし、普通会员においては書面によらないことができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対して、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、納付された入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は社員総会の決議を経てこれを行う。

## 付 則

1．任意団体日本環境教育フォーラムの解散の日に、会員（個人、学生、団体）であったものは、社団法人日本環境教育フォーラム設立の日より、この法人の普通会員とみなし、定款第6条の規定にかかわらず、その入会にあたり、理事会の承認を要しない。

2．この法人の設立当初より、正会員、普通会員であったものの入会金は、これを免除する。

## 付 則

この規則は、この法人の公益社団法人認定後平成 22 年 6 月 1 日(公益社団法人設立登記の日)から施行する。